

第 1950 回定例研究会報告要旨（2月24日）

政策評価制度の役割と課題

——理論と実践から——

（外務省大臣官房）山谷 清志

政策評価の研究者が外務省で評価実務を経験することになった。以下では、外務省における政策評価のみならず、政策評価を実践する際の課題等について述べてみたい。

1. 外務省の政策評価の現状

外務省の政策評価の対象は、外交政策であり、外交には高度の政治的判断を伴うことから、行政機関が行う政策の評価に関する法律（以下「政策評価法」）でいう行政機関が行う政策評価の対象となりうるのかという問題がある。外務省における政策評価の基本計画は3年を期間とし、実施計画は毎年策定される。基本は事前評価である。外務省が関わる評価は、以下のように分類されよう。

政策評価法に基づく政策評価のうちの総合評価の一形態として、重要施策に関する分野別評価と中期施策を対象に行う国別・地域別評価が、施策評価スタイルで実施されている（実績評価及び事業評価は未実施）。

ODA については、外務省のほか、国際協力機構および国際協力銀行が評価を実施している。外務省関係については、有償資金協力 150 億円以上、無償資金協力 10 億円以上に限定して行っており、年間の該当件数はそれぞれ 20 件程度である。

研究者および有識者からなる外交政策評価パネルにより、外交の内容の総合的レビューを行い、総括と提言を行った（平成 14 年 8 月～15 年 9 月）。

政策評価のとりまとめは、考査・政策評価官室が行うが、人員は非常勤を含めてわずか 3 名であり、総務省行政評価局からの細かな注文をこなすには不十分な態勢である。

2. 政策評価の課題について

わが国の政策評価には、三重県に端を発した事務事業評価に業績測定を加えた方式と中

央省庁（特に旧通産省の「政策レビュー」）に起源を持つ方式がある。この二つの方式が整理されないまま、現在の国の政策評価は実績評価を中心に実施されている。

国の政策評価においては、内部評価・自己評価、事前評価、予算編成との関連付け、定量評価への傾斜等の特徴がみられる。

政策評価に当たって、各省とも、内部評価の客観性を確保するため、学識経験者の知見の活用を図っているが、当該政策に関する専門家が必ずしも政策評価に関する知見を有しておらず、シンクタンクの経営コンサルタント等も政策評価とは何かを理解している者は少ない。

事前評価への偏重に関しては、予測に使用する情報・データの信頼性の問題、さらにはそれを適切な方法で分析する能力の問題がある。平成 16 年度から規制インパクト分析が導入されることとなっているが、それを厳密に行うことになれば、評価シートには数式が並び、国民を含めその分析内容を正確に理解することは困難であろう。

政策評価法によれば、「予算作成に評価結果を活用する」ことになっているが、アメリカにおける PPBS の失敗という教訓もあり、困難であると考えている。事後評価の政策評価書作成時期と予算編成時期が不整合であるという問題もある。

外務省の例を引くまでもなく、評価には人的コスト、時間的コストがかかり、コストの制約が政策評価の質を左右する。地方自治体の中でも先駆的に実施したところで、行政評価部門を縮小している例も見受けられる。

3. 政策評価の目的について

政策評価については、国民に対するアカウンタビリティを重視する「財務会計」的な性格と行政組織のマネジメントを支援する「管理会計」的な性格がある。国民が政策評価に何を期待しているのか、また、国は政策評価によって国民に何を PR したいのかが十分に認識されていないと、政策評価の性格が曖昧になってしまうおそれがある。

（文責 吉井邦恒）